

2023年度 定期大会 ～「組織整備特別委員会」が発足～

5月26日(金) 教育会館第1会議室において2023年度退教協定期大会が代議員定数22名の内、出席代議員20名で開催されました。今回の大会は県・支部の方向性を決定する重要な内容が提起された大会となりました。

定期大会での主な決定事項

支部活動助成金は2023年度で終了

○ 支部活動助成金の財源である「東日本大震災・原発事故の被災退職教職員への義援金」の残金が少なくなったので終了する。

約30万円の残金は、避難状況が続く中で、郵送等による支部活動を継続している双葉支部に2024年度に交付する。

「組織整備特別委員会」が発足

○ 提案理由概要

会員の高齢化と新規加入者の減少で県・支部共に役員体制等のスムーズな引き継ぎが年々困難になっている。今後の県や支部の組織体制と活動を継続していくには、**役員体制等を含めた組織と活動全般について見直し**をする必要がある。

そのため、直面している兼・支部の課題を具体的に解決するため、特別の委員会を立ち上げ、早急に検討に入りたい。

組織整備特別委員会の概要

- 1 特別委員の人数と選考ブロック
県北－4名 会津－2名 浜－2名
県中・南－4名 計12名
- 2 予想される討議事項
 - 県の執行体制の今後のあり方
 - 役員等の数
 - 県会費の金額と集金
 - 組織拡大の具体的方法 等
- 3 任期は定期大会以後1年以内
- 4 特別委員会の討議の結果、必要なら臨時大会を開催する。

日程と当面の取り組み

- 6・3「憲法をいかす福島県民集会」文化センター
8名参加でした。ご苦労さまでした。

「憲法をいかす会」入会運動実施中

○ 8月15日の「福島民報」・「福島民友」朝刊に意見広告を掲載します。今年は希望する場合は個人名を掲載します。防衛費の大幅拡充などの折り、一層の取り組みをお願いします。

会報No.5の内容

- P1 2023年度定期大会の決定事項等
- P2・3 双葉支部支部から
- P4・5 6月3日 憲法を生かす会県民集会参加報告
- P6・7 介護体験介護録
- P8 弘済会広告

双葉支部から



※おそろく花房先生の手書きによるものでしょう。引き続きだファイルに綴られています。

はじめに

5月26日に行われた県退教協総会で、災害支援特別会計について、今年度の支部活動助成金を交付した後の残金30万円を双葉支部に支給する議案が承認されました。本当にありがたいことです。紙面をお借りして、会員のみなさまに御礼申し上げます。

双葉支部の誇り ~会報の発行~

このたび双葉支部に支給される30万円は、今後、双葉支部会報「退教協ニュース」(以下「会報」)の発行の費用に充てていくこととなります。亡くなられた元支部長の花房先生が、1992年7月の第1回支部総会からスタートさせ、今年6月発行で390号となります。2007年には200号、そして2015年には300号を発行し、今年度中には400号を発行することとなります。

震災前は、双葉地方教育会館で印刷をし、まとめて各地区の「世話人」に送り、その世話人が地区内の会員に手配りをしながら会報発行を続けてきました。

2011年3月11日に、東日本大震災、それにとまなう東電第一原発事故により、会員は県内外に散り散りに避難を強いられました。会津若松市に避難した花房先生が、震災後1年後に会報発行の再開を決意しました。震災前の事務局的な場所であった「双葉地方教育会館」は立ち入りすらできない状況でしたが、県退教協本部の支援のもとで発行再開を実現しました。当時の事務局長の住谷さんには、原稿の集約、編集、発送等、大変お世話になりました。支部の事務局長を花房先生が担っていましたが、それを明治輝子さん、松本昭子さんにつないで、会報発行を支部の力で継続する体制をつくってきました。そして今、私(柴口)が引き継いで発行を継続しているところです。

この390号という「途方もない」号数の支部会報は、退教協双葉支部の誇りです。

双葉支部での会報の意義

本来の住所		現在の居住地		
浪江	23	県内市町村	福島市	12
双葉	8		本宮市	2
大熊	15		郡山市	10
富岡	26		田村市	1
川内	1		白河市	1
檜葉	14		会津若松市	1
広野	2		相馬市	4
			南相馬市	2
			いわき市	23
			桑折町	1
			会津坂下町	1
			浪江町	3
			富岡町	2
			川内村	2
		檜葉町	9	
		広野町	3	
		県外	青森県	1
			宮城県	1
			茨城県	2
			栃木県	1
			千葉県	2
			埼玉県	2
			東京都	1
		富山県	1	
		宮崎県	1	

※現在の会員は89名です。その会員は、震災前は上表の町村に住んでいました。現在は、右表のとおり、県内外に住まいを移しています。

震災前は近くに仲間がいました。しかし、今は違います。物理的に距離が離れた状況では、かんたんに会いに行くことも難しいのです。

県退教協の支援を得ながら、震災の年に開催した支部定期総会に県本部役員等も含めて12名。翌年は20名に増えたものの、震災前に富岡町夜ノ森の教育会館で、いわゆる「桜のトンネル」が満開の土曜日に開催していた頃に比べればあまりにも少数です。

支部総会参加者

2011年度 2011. 9. 29		2012年度 2012. 5. 25	
No.	氏名	No.	氏名
1	今村 好	1	花房 高次
2	菅野 良久	2	菅野 良久
3	花房 高次	3	杉本 征男
4	杉本 征男	4	松本 征男
5	橋本 征男	5	橋本 征男
6	遠藤 征男	6	遠藤 征男
7	岡田 征男	7	岡田 征男
8	会田 長栄	8	会田 長栄
9	清野 和彦	9	清野 和彦
10	住谷 圭造	10	住谷 圭造
11	住谷 圭造	11	住谷 圭造
12	住谷 圭造	12	住谷 圭造
13	住谷 圭造	13	住谷 圭造
14	住谷 圭造	14	住谷 圭造
15	住谷 圭造	15	住谷 圭造
16	住谷 圭造	16	住谷 圭造
17	住谷 圭造	17	住谷 圭造
18	会田 長栄	18	会田 長栄
19	清野 和彦	19	清野 和彦
20	住谷 圭造	20	住谷 圭造

※ 震災後の1回目、2回目の支部定期総会の参加者名簿です。網掛けは支部や県の役員以外の方です。

震災から12年が過ぎ、避難先に新たな住居を決めて新しい生活をしてはいますが、本来の自宅に戻れず、親しく付き合ってきた方々と会うことが難しい状況に変わりはありません。そんな私たちをつなぐものが、会報なのです。双葉支部にとっての会報は、双葉支部の絆そのものです。その継続は、花房先生をはじめとする先輩のみなさまに対する恩返しでもあります。

※ 2015年の総会の写真です(右上)。



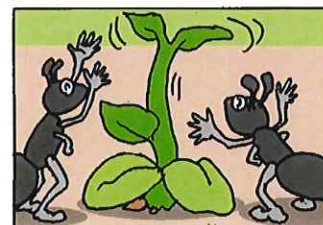
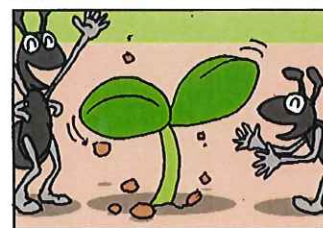
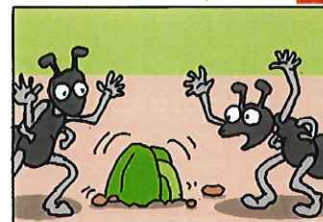
前を向いて

会報の原稿は会員からの投稿です。震災前のなつかしい思い出だったり、避難先での生活だったりします。その投稿からは前を向いて生きていく会員の姿が感じられます。

福島県にあって双葉地方は、小さく不便な地域でした。その双葉地方は、今、さまざまな形で生まれ変わろうとしています。自宅に戻らない住民の中には、その変化に少なからず違和感を持っている人もいます。それでも、ふるさとの復興を前向きに受け止めながら、自分の生活もつくっていかうと決意しています。そして、退教協双葉支部の今後の活動も、会報発行を柱に前向きに考えて進んでいきたいと思っています。

ふたば

by Monster 松



※ 会報には、挿し絵と四コマ漫画をかかせてもらっています。

「憲法をいかす福島県民集会」参加報告

福島支部 五十嵐史郎

憲法をいかす福島県民集会は、6月3日（土）午後、県文化センターで開催された。

主催者を代表して瀬戸禎子呼びかけ人代表（県教組委員長）が挨拶、続いて連帯の挨拶として、連合の沢田誠一会長、九条の会の今野順夫代表が挨拶した。



今回のメインである講演・学習会の講師は防衛ジャーナリストである「半田滋（はんだしげる）」さん。元東京新聞論説兼編集委員で、防衛省・自衛隊、在日米軍について多くの論考を発表している。演題は、

「防衛費43兆円・GDP比2%の問題点」

講演ではこれまでの歴史的経過や図や写真・グラフなど使い難解な話を分かりやすく話された。危機的状況は充分伝わってきたが詳細まで十分理解できたかどうかは怪しい。とりあえず講演内容を私なりに要約し報告することにした。

自民党政府は、これまでの専守防衛の安全保障政策を大転換しようとしている。それが、

「国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画3文書改訂」であり、「敵基地攻撃能

力の保持」を決定した。「反撃能力」と言い換えながらも「先制攻撃」を可能にし、自衛隊と米軍との一体化を強調している。さらに「防衛力を5年以内に抜本的に強化」を表記＝NATO並みの対GDP比2%として5年間の防衛費は43兆円と17兆円の増。その財源は増税などで賄うとしている。

これらには多くの矛盾や疑問点がある。

●敵基地攻撃の対象に「指揮統制機能等」を含むかどうか不明。「指揮統制機能等」は、ほぼその国の首都にあり政府中枢、日本なら東京・首相官邸・防衛省等にあたる。

●敵基地攻撃は日本への攻撃着手で可能というが3文書では基準が示されていない。

「着手」の前に攻撃すれば国際法違反の先制攻撃になる。

●日本が「敵基地攻撃能力」を持てば、相手の攻撃を阻止できるというのは本当か？

大転換のきっかけは安倍元首相の談話「抑止力強化のためには、迎撃だけでは足りない。新たな方針を検討。」から始まり、菅政権でスタンドオフ防衛能力の保有としてミサイルの1000km以上長射程化を閣議決定。スタンドオフ防衛能力とは「自衛隊員が安全確保のため敵の攻撃範囲の外から反撃できる能力」と国民を騙しながら、敵基地攻撃の準備を進めてきたもの。岸田政権では米国からトマホークを400発買うことを決めている。しかし、トマホークはすでに時代遅れ。時速930km程度と飛行機並みの速度で中国までなら2時間半かかり、迎撃されてしまう。それどころか相手から大量のミサイルしかも迎撃の難しい変則軌道で攻撃されれば日本の防衛力

ではひとたまりもない。「敵基地能力保有」が抑止力になるとは考えられない。

●安全保障関連法（平和安全法制）が 2015 年に強行成立し、集団自衛権行使が可能となった。存立危機事態下での敵基地攻撃は先制攻撃であり専守防衛からの逸脱である。

「存立危機事態」とは武力行使の三要件の一つで「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国が存立を脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」としている。具体的には国会答弁で「例えばミサイル警戒に当たっている米艦が攻撃される明白な危険という段階でこれは存立事態という認定をすることができる。」としている。つまり、日本が攻撃されていないにもかかわらず、他国を攻撃できるという意味であり、先制攻撃そのものである。

●国産で開発しようとするミサイルや輸入するトマホークは 1000 km を超える射程距離であり、憲法 9 条 2 項により、保有できない攻撃的兵器ではないか？また、空母化された「いずも型護衛艦」は、過去の政府答弁の保有できない攻撃型空母ではないか？

米国からの武器輸入（FMS）は、2014 年までは 2000 億円以下だったのが、2015 年 4700 億円、2019 年 7013 億円、今年 2023 年は 1 兆 4768 億円と激増。先払いで現物はいつ届くか不明。時代遅れグローバルホーク、欠陥オスプレイ、洋上イージス等、配備の有効性は専門家からも疑問視されている。

●「防衛力を 5 年以内に抜本強化」=NATO 並みの GDP 比 2% は、米国製兵器の「爆買い」を可能にし、国内防衛産業にも手配り。そのために増税や赤字国債は避けられない。

●「第 2 の戦時国債」となる建設国債で防衛費を賄う仕組みは、不戦の誓いを空文化し、

憲法 9 条は息の根を止められつつある。

復興特別所得税の活用、法人税、所得税、たばこ税から充てる予定。また、今年度防衛予算で自衛隊の艦艇、潜水艦、施設建設に建設国債 4343 億円を充てる。「軍事費の財源として公債を発行することはしない」の政府見解と矛盾し、限りない軍拡路線に突入する。

米国の見立ては「2027 年までに中国は台湾に軍事侵攻する」とし、バイデン大統領は「台湾侵攻なら米軍が防衛」と 3 度も明言。日本にある米軍基地は攻撃対象となり、日本が戦争に巻き込まれるのは必至。

《まとめ》

▼政府の言う「敵基地攻撃能力の保有」は抑止力となるというのは一方的な主張。軍事力強化は東アジアの不安定化を呼び込む。

▼「防衛力の抜本的な強化」には予算の裏付けが不可欠。5 年後不足する 4 兆円のうち 1 兆円は増税。

▼私たちは重い負担を引き受ける軍事力強化を望むのか=判断は選挙で

▼台湾有事の戦場は、日本と台湾であり、米国や中国ではない。「敵基地攻撃能力」を持ち、対米支援するのは自滅を選ぶのに等しい。

▼平和は軍事力ではなく、命がけの外交によってはじめて実現する。



講演の後、集会アピールを採択し、角田政志呼びかけ人代表（元県教組委員長）の閉会挨拶で集会を終了した。

父が昨年（2022年）11月に亡くなりました。97歳、100歳まで生きるかと思われましたが、なかなかそうはいきませんでした。母が2015年に亡くなってから7年、その間に衰えていく父の面倒を見ながら、父と子の様々なやりとりを思い出し、記録に残しておいたものをまとめてみました。会員みなさんの両親の介護のために、そしてご自身の将来の介護人生（終活）のために、参考になるものがあれば幸いです。

◇ 2015年9月、母死亡。

◇ 2019年3月、私自身の再任用5年間を終了。母が亡くなり私が再任用を終了するまでの間、父は自分の食事を自ら作りながらも、鍋を焦がすことが度々あり、そのつど父と私の口げんかに近い状態が発生しました。このままでは、老人虐待が起こってしまうかもしれないという危惧をもち、このあたりから友人や知人に相談し、介護相談機関を探し始めました。

1. 地域包括支援センターに電話連絡

そんな中、2019年12月8日、父が近所のカラオケ店で昼間から酒を飲み、さらに晩酌をして泥酔状態に陥り、夜の9時ごろ、風呂場の脱衣所で便を大量に漏らしました。「これはもういかん！」と意を決し、市保健福祉センターを訪ねました。そこで『すこやか介護保険』という手引書を渡され、地域包括支援センターに電話で連絡するようにとアドバイスを受けました。

帰宅後、早速電話をし、訪問日時を決めることができました。



2. 地域包括支援センター職員と面談

12月19日、同センター職員二人が来訪し、父や私と面談。8日の件や15日に起こった件……冷蔵庫から卵を取り出そうとして6個入りパックのうち4個を床に落とし、汚れた床をタオルでなでつぶれた卵を床に広げ、台所の床半分を汚しながら拭いたつもりになり、白いタオルは卵だらけのまま自分の部屋に置いておいたこと……なども話しました。その後、介護制度について説明を受け、これからの要介護認定の申請にあたり、主治医意見書を作成してもらうために、病院を訪問することも教えてもらいました。

3. 医師に主治医意見書作成を依頼

父は定期的に通院することがなかったため、12月20日、近所の整形外科に行き、医師に主治医意見書の作成を頼み、渋々引き受けてもらいました。この医院は、数年前に父が泥酔して転倒し足を骨折し入院したところでした。

4. 市の要介護認定

明くる2020年1月9日、市の要介護認定のために担当者が来訪し、父と面談しながら認定のための調査が行われました。認定結果は一月後に郵送されることを確認しました。

5. 要介護認定の結果と支援のあり方

2月17日に結果通知が届きました。結果はなんと一番軽い段階の“要支援1”でした。27日、地域包括支援センター職員二人が訪れ、これからの支援内容等について相談しました。また、私たちが希望した介護施設を3月9日に父と一緒に見学しました。

6. 通所介護（デイサービス）の利用

3月12日、同センター職員とデイサービス事業所職員が来訪し、週一日デイサービスを利用することを決め契約書を作成しました。

19日、初めてのデイサービス利用です。上履きと着替えの下着や衣類等をリュックに詰め、午前9時迎えの車に乗って出発しました。夕方5時帰宅した父に感想を聞くと、特に何も言わず、かといって嫌がりもしませんでした。この日から亡くなる直前まで、デイサービスを休むことは一度もなく、施設職員の話では楽しく過ごしていたとのことでした。というのも、迎えの車には、若かりし頃さぞ可愛かったであろうと思われる老女性が乗り合わせていて、手招きをするのです。父は、「お早うございます」と柄にもなく自ら挨拶をするほどだったのです。

7. 「介護予防通所介護計画書」の定期的作成

9月15日、同センター職員が来訪し同計画書の作成を提示されました。23日朝、父が下痢のため大量に便を漏らしました。居間からトイレまでを私と妻の二人がやっとの思いで便の汚れを拭き取りました。その時の父の態度は、申し訳なさそうな様子が全くなく、「しょうがねえべ」の一点張りで、こんなことが何度も起こりました。

【要介護・要支援について】



8. 通所介護（ショートステイ）の利用

2021年2月26日、同センター職員が来訪し、ショートステイについて相談しました。このころから、家に父独りを残して外出することがとても心配になっていました。一番の不安は“火”です。食事は私が作るようにしていましたが、父は自分勝手にガスコンロを使い、鍋を焦がしたり床を汚したりして、火事になるのではないかと不安だったのです。

4月5日から8日間、初めてのショートステイでした。父としてはデイサービスと違って、独りで施設の部屋に居ることになり、「つまらない」と言っていました。私としては妻と二人で遠方の子どものところのところに旅行するなど、気の休まる期間をもてるようになりました。

また、同センター職員の来訪が3か月ごとに行われ、デイサービスとショートステイを計画的に組み合わせながら、介護の負担を軽減することができました。

9. 新型コロナワクチン接種

6月に1回目の接種を行い、その後予約案内が届くたびに近所の医院に連れて行きました。この医院は、骨折入院の医院ではなく、ワクチン接種を行っている医院で、また、転倒打撲の治療もしてもらい、要介護認定の見直し申請にあたり、主治医意見書の作成をこちらの医師にお願いしました。

(次号へつづく)

